

## 資料2

### ★学校選択制（特定地域選択制）の導入について

#### ◎学校選択制とは、

市町村教育委員会は、その市町村内に小中学校が2校以上ある場合は、就学予定者に就学する小中学校を指定することとしています。（学校教育法施行令第5条第2項）

小中学校を指定するには、教育委員会があらかじめ各学校の通学区域(学校区)を定め、住所が通学区域に基づいて就学する学校を指定しています。（指定校制）

なお、地域の実情に応じて、保護者が就学する学校を選択できる「学校選択制」を導入する教育委員会もある。

#### ◆学校選択制の種類

1. 自由選択制…市内全体を一つの学校区とし、全校から希望する学校を選択できる。
2. ブロック選択制…市内をブロックに分け、ブロック内の希望する学校を選択できる。
3. 隣接区域選択制…従来の学校区は残したままで、隣接する学校区の学校を選択できる。
4. 特認校制…従来の学校区は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく市内のどこからでも就学できる。
5. 特定地域選択制…従来の学校区は残したままで、特定の地域に居住する者について、希望する学校を選択できる。